



平成19年12月20日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL . 04 - 7131 - 0181)

貸倒引当金の計上に伴う特別損失の発生についてのお知らせ

当社は平成19年1月31日付のお知らせのとおり、当社子会社の株式会社ショーワコーポレーション(以下「当社子会社」といいます)が並行輸入の外国乗用車ベンツ(以下「輸入乗用車」)を仕入販売するにあたり、当社は当社子会社に輸入乗用車の仕入資金として1,330百万円を貸付しました(当初返済期限は平成19年9月30日)。このうち1,181百万円が現時点において未回収となっておりますので、当社は当期平成20年3月期の中間期(連結、単体とも)において貸倒引当金591百万円を計上し、併せて平成19年11月22日に公表した平成20年3月期中間決算短信を訂正いたします。

記

1. 貸倒引当金発生の経緯

平成18年9月末に自動車販売専門大手の上場企業2社の意向を受けた株式会社ジャパンベンチャービジネス(以下「JV B」といいます)等から当社に並行輸入の輸入乗用車の仕入販売の提案があり、同年10月30日に当該上場企業の1社の代表取締役から、直接、輸入乗用車の販売の具体的な提案がありました。

当時、当社は平成19年3月期の決算で損失が避けられない状況でしたので、下期緊急対策の一環としてゴム製品事業以外のスポット販売の収益確保の必要性に迫られておりました。そのような状態のときに、自動車販売専門大手の上場企業2社から輸入乗用車の短期的な販売の提案があり、その上、当該2社がすでに予約受注した台数を含めて当社に対して全面的に責任を持って販売協力を行う旨の確約を得ましたので、即効性のある乗用車販売で収益を確保しようとして当社子会社において実施に踏み切ったものであります。

当社としては、本計画はあくまで短期的な損失削減の事業計画でありましたが、その後、当該2社から初期の目標を遂行するまでの十分な販売協力が得られず、当社子会社の未収債権の回収の遅延という想定外の事態が発生しました。当社としましては弁済期限である平成20年1月31日までに回収されることを見込んでおりますが、本来の期限よりも回収が遅滞したという事態を受け、会計の保守性の観点から早期に会計処理して経営の透明性を明確にするものであります。

2. 販売の経緯

当初の輸入乗用車の基本的な販売方法は、当社及び当社子会社は消費者への販売は行わず、当該2社がそれぞれの取引関係先から受注して当社子会社に取次ぎ、当社子会社と当該取引関係先が売買契約を締結する、いわゆる当該2社が販売仲介で支援する形態をとったことが特徴的です。即ち、当社及び当社子会社は自動車販売の経験が皆無ですので、当該2社の申し入れによる全面的な販売協力の約定なくして実施できなかったものであります。

当社子会社は当該2社と合意した本販売方法に基づき、当該2社のうち1社と平成18年11月21日に「販売協力に関する覚書」別の1社とも同日「自動車売買契約」を締結して、平成19年5月末日までに輸入

自動車全217台(後日203台に変更となった)を販売協力する約定の裏づけのもとで、仕入れ販売に着手したものであります。

そして、平成19年3月7日、当社子会社は当該2社から指示を受けたJVBと自動車売買契約を締結いたしました。しかし、当該2社のうち1社のマレーシアからの輸入時期が分割等の理由で遅延しましたので、実際に名古屋港で輸入手続きが完了したのが、平成19年3月20日であり、これに仕入れ販売に必要な予備検査証等の受領の遅延につながり、本格的に販売を開始したのは平成19年4月26日になりました。

その後、当該2社は取引関係先等への販売仲介を行いました。受注できず、当該2社のうち1社は一旦、オークションでの販売を計画しましたが、価格がコスト割れの恐れがでてきたためにこれを中止しました。この間、当社及び当社子会社は当該2社に重ねて販売協力を求めましたが、販売が成立できた台数は僅か1台にとどまりました。

その後、JVBは当該2社のうち1社の関係会社である自動車輸出販売会社と売買契約を締結し、同社が本乗用車の販売を行うことを取り決めました。この契約は自動車輸出販売会社関係会社に当たる当該2社のうち1社が関与したものであり、自動車輸出販売会社は本乗用車の全数を東南アジアに輸出する計画を立て、当社子会社はJVBに自動車の引渡を終えており、平成19年6月20日に63台を香港に、また、平成19年6月28日に88台をマレーシアに輸出しました。残りの51台については現時点では輸出したかどうかは不明であります。このような販売状況を経て当社子会社はJVBに対し1,181百万円の未収債権を持っております。

3. 未収債権の回収の経緯

当社子会社は、平成19年3月28日にJVBに本乗用車1台を6.8百万円(税抜き)で、また、平成19年6月29日に202台を1,224百万円(税抜き)で売り渡した後、JVBから平成19年5月30日に6.8百万円、同年8月31日に126百万円、合計132.8百万円の未収債権を回収しておりますので、残存する未収債権は平成19年12月20日現在で1,181百万円であります。

次いで、平成19年11月14日、当社子会社は未収債権の回収を促進するために、JVBと、未収債権1,181百万円が平成20年1月31日までに弁済されない場合は、当社子会社はJVBから譲渡担保として差し入れられた株券を換金して未収債権に充当するという譲渡担保契約を締結しました。しかし、JVBは契約で定めた期日である平成19年11月29日までに当該券面の担保差し入れができず、さらに延長した平成19年12月20日においても担保差し入れがなされないため、交渉を継続しているところであります。

4. 貸倒引当金の算定方法

輸入乗用車の未回収債権1,181百万円の50%相当額591百万円を貸倒引当金として計上いたしました。

5. 今後の回収計画

当社子会社は、譲渡担保契約に基づく上場株式の担保差し入れの交渉を急ぎ、契約どおり実行された場合は、担保権の実行を含めて未収債権の回収を行い、平成20年1月31日までに未収債権が回収されない場合は、JVB及び関係先に対して法的措置を講じてまいります。

以上